（第10号様式）

注１．軌道の種類の欄には、普通（特急等車両）、普通（その他）、懸垂式、跨座式、案内軌条式、無軌条電車又は浮上式の別を記入すること。

２．公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令のすべての基準に適合している編成の数を記入すること。

３．車椅子スペースのある編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第34条及び第35条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第32条第１項、第３項及び第５項の基準に適合している編成の数を記入すること。

４．車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第34条及び第35条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第33条第１項の基準に適合している編成の数を記入すること。

（第10号様式）

注１．軌道の種類の欄には、普通（特急等車両）、普通（その他）、懸垂式、跨座式、案内軌条式、無軌条電車又は浮上式の別を記入すること。

２．公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令のすべての基準に適合している編成の数を記入すること。

３．車いすスペースのある編成数の欄、便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第34条及び第35条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第32条第１項、第３項及び第５項の基準に適合している編成の数を記入すること。

４．車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第34条及び第35条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第33条第１項の基準に適合している編成の数を記入すること。